

介護保険料の改正について

資料3-1

保険料基準額の上昇を抑制するため国の定める標準所得段階が第9段階から13段階化されたことに伴い、以下のとおり国の定める標準所得段階に合わせる変更を行います。

また、保険料基準月額については、施設整備や介護報酬の増額改定などにより、8期の基準月額5,800円から200円増額の月額6,000円に変更します。

■保険料所得段階表変更の内容

(1) 国の基準所得金額の変更に伴う改正

第9段階と第10段階を区分する基準所得金額	400万円→420万円
第10段階と第11段階を区分する基準所得金額	600万円→520万円
第11段階と第12段階を区分する基準所得金額	800万円→620万円
第12段階と第13段階を区分する基準所得金額	1,000万円→720万円

(2) 国の標準保険料率、公費軽減割合の変更に伴う改正

第1段階の保険料率（軽減後保険料率）	0.500%（0.300%）→0.455%（0.285%）	負担減※1
第2段階の保険料率（軽減後保険料率）	0.650%（0.500%）→0.685%（0.485%）	
第3段階の保険料率（軽減後保険料率）	0.750%（0.700%）→0.690%（0.685%）	
第10段階の保険料率	1.800%→1.900%	負担増※1
第11段階の保険料率	1.900%→2.100%	
第12段階の保険料率	2.000%→2.300%	
第13段階の保険料率	2.100%→2.400%	

※1 上記における「負担増」「負担減」については、保険料基準額に変更が無く、所得段階表のみが変更となった場合の負担の増減を示します。

所得段階	【第8期計画】※令和3年度～令和5年度				【第9期計画】※令和6年度～令和8年度			
	対象者	保険料率	年額(円)	月額(円)	対象者	保険料率	年額(円)	月額(円)
第1段階 (軽減後)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.500 (×0.300)	34,800 (20,880)	2,900 (1,740)	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.455 (×0.285)	32,760 (20,520)	2,730 (1,710)
第2段階 (軽減後)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.650 (×0.500)	45,240 (34,800)	3,770 (2,900)	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	×0.685 (×0.485)	49,320 (34,920)	4,110 (2,910)
第3段階 (軽減後)	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.750 (×0.700)	52,200 (48,720)	4,350 (4,060)	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.690 (×0.685)	49,680 (49,320)	4,140 (4,110)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.900	62,640	5,220	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.900	64,800	5,400
第5段階 (基準段階)	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税の人	×1.000	69,600	5,800	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税の人	×1.000	72,000	6,000
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.200	83,520	6,960	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	×1.200	86,400	7,200
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.300	90,480	7,540	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.300	93,600	7,800
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.500	104,400	8,700	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.500	108,000	9,000
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円～400万円未満の人	×1.700	118,320	9,860	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円～420万円未満の人	×1.700	122,400	10,200
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円～600万円未満の人	×1.800	125,280	10,440	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円～520万円未満の人	×1.900	136,800	11,400
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円～800万円未満の人	×1.900	132,240	11,020	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円～620万円未満の人	×2.100	151,200	12,600
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円～1,000万円未満の人	×2.000	139,200	11,600	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円～720万円未満の人	×2.300	165,600	13,800
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	×2.100	146,160	12,180	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	×2.400	172,800	14,400